

産業廃棄物収集運搬業事業計画

収集運搬業事業計画 (事業計画の概要を記載した書類)

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

産業廃棄物の収集運搬に当たっては、江別市角山69番地に所在する中間処理場を中心として、主に札幌近郊からの収集運搬を行っております。

平成19年11月には赤平市共和町に安定型、管理型最終処分場を設置し事業範囲の拡大に伴い、収集運搬業において平成20年12月には江別市角山69番地に中間処理を行わず直接最終処分するための、積替え保管場所を設置することで、収集及び運搬を効率よく行っております。

また、赤平事業所周辺の収集及び運搬を行う上で、赤平事業所の処分業事業範囲では、安定型、管理型処分場埋立若しくは破碎処理となりますが、江別市角山の中間処理場で再資源化することが有効な産業廃棄物については、積替え保管を行い江別市角山中間処理場に運搬することで産業廃棄物の再資源化の促進を図っております。

角山開発(株)は本社と赤平事業所の特性を生かす上で、本社及び事業所周辺からの収集運搬を行うと共に各積替え保管施設を利用した運搬効率向上並びに再資源化の促進を行っております。

積替え保管については、他の廃棄物と混合する恐れのある場合はフレキシブルコンテナ等に入れて保管を行います。また、建設現場（焼却炉解体工事等）から発生する産業廃棄物をキレート材等で処理した、産業廃棄物を処分するために処理したものの運搬を行います。

運搬は、自社ダンプにより運搬します。

2. 収集運搬する産業廃棄物の種類及び運搬量等

	産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替え又は保管を行う 場合には積替え又は 保管場所の所在地	予定運搬先の名称及 び所在地（処分場の 名称及び所在地）
1	燃え殻	1 t	固形状	札幌市近郊の 建設現場	北海道江別市角山 69番地30	角山開発(株)赤平最終処分場 赤平市共和町556番9外
2	汚泥	1 t	泥状	札幌市近郊の 建設現場	北海道江別市角山 69番地30	角山開発(株)赤平最終処分場 赤平市共和町556番9外 角山開発(株)中間処理場 江別市角山69番地9外
3	廃油	1 t	液状	札幌市近郊の 事業所、医療機関		角山開発(株)中間処理場 江別市角山69番地9外
4	廃酸	1 t	液状	札幌市近郊の 事業所、医療機関		角山開発(株)中間処理場 江別市角山69番地9外
5	廃アルカリ	1 t	液状	札幌市近郊の 事業所、医療機関		角山開発(株)中間処理場 江別市角山69番地9外
6	廃プラスチック類	2 t	固形状	札幌市近郊の 建設現場 赤平市近郊の 建設現場	北海道江別市角山 69番地30 赤平市共和町556番 142,144	角山開発(株)赤平最終処分場 赤平市共和町556番9外 角山開発(株)中間処理場 江別市角山69番地9外

備考 取り扱う 産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

別記様式 7

(つづき)						
	産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替え又は保管を行 う場合には積替え又 は保管場所の所在地	予定運搬先の名称及 び所在地(処分場の 名称及び所在地)
7	紙くず	2 t	固形状	札幌市近郊の 建設現場 赤平市近郊の 建設現場	北海道江別市角山 69番地30 赤平市共和町556番 144	角山開発(株)赤平最終処分場 赤平市共和町556番9外 角山開発(株)中間処理場 江別市角山69番地9外
8	木くず	2 t	固形状	札幌市近郊の 建設現場 赤平市近郊の 建設現場	北海道江別市角山 69番地30 赤平市共和町556番 144	角山開発(株)赤平最終処分場 赤平市共和町556番9外 角山開発(株)中間処理場 江別市角山69番地9外
9	繊維くず	2 t	固形状	札幌市近郊の 建設現場 赤平市近郊の 建設現場	北海道江別市角山 69番地30 赤平市共和町556番 144	角山開発(株)赤平最終処分場 赤平市共和町556番9外 角山開発(株)中間処理場 江別市角山69番地9外
10	動植物性残さ	1 t	固形状	札幌市近郊の 食品加工工場		角山開発(株)中間処理場 江別市角山69番地9外
11	ゴムくず	1 t	固形状	札幌市近郊の 建設現場	北海道江別市角山 69番地30 赤平市共和町556番 144	角山開発(株)赤平最終処分場 赤平市共和町556番9外 角山開発(株)中間処理場 江別市角山69番地9外
12	金属くず	2 t	固形状	札幌市近郊の 建設現場 赤平市近郊の 建設現場	北海道江別市角山 69番地30 赤平市共和町556番 142,144	角山開発(株)赤平最終処分場 赤平市共和町556番9外 角山開発(株)中間処理場 江別市角山69番地9外
13	ガラスくず、コンク リートくず及び陶 磁器くず	5 t	固形状	札幌市近郊の 建設現場 赤平市近郊の 建設現場	北海道江別市角山 69番地30 赤平市共和町556番 144	角山開発(株)赤平最終処分場 赤平市共和町556番9外 角山開発(株)中間処理場 江別市角山69番地9外
14	鋳さい	1 t	固形状	札幌市近郊の 建設現場 豊平製鋼(株) 札幌市 西区発寒10条13丁目	北海道江別市角山 69番地30	角山開発(株)赤平最終処分場 赤平市共和町556番9外
15	がれき類	20 t	固形状	札幌市近郊の 建設現場 赤平市近郊の 建設現場	北海道江別市角山 69番地30 赤平市共和町556番 144	角山開発(株)赤平最終処分場 赤平市共和町556番9外 角山開発(株)中間処理場 江別市角山69番地9外
16	動物のふん尿	1 t	泥状	江別市近郊の 畜産農業		角山開発(株)中間処理場 江別市角山69番地9外
17	動物の死体	1 t	固形状	札幌市近郊の 畜産農業		角山開発(株)中間処理場 江別市角山69番地9外
18	ばいじん	1 t	粉状	札幌市近郊の 集塵設備のある工場	北海道江別市角山 69番地30	角山開発(株)赤平最終処分場 赤平市共和町556番9外
19	石綿含有産業 廃棄物(6、13、 15)	1 t	固形状	札幌市近郊の 建設現場	北海道江別市角山 69番地30	角山開発(株)赤平最終処分場 赤平市共和町556番9外
20	産業廃棄物を処 分するために処 理したもの	1 t	固形状	焼却炉解体現場 解体現場		角山開発(株)赤平最終処分場 赤平市共和町556番9外

備考 取り扱う 産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

3. 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両一覧					
	車両の名称	車両番号	形状	最大積載量 (kg)	備考
1	別記様式12のとおり				
2					
3					
4					
5					
6					
事務所の所在地		本社 : 北海道江別市角山69番地4 赤平事業所 : 北海道赤平市共和町556番			
駐車場の所在地		北海道江別市角山425番地14			
(2) その他の運搬施設の概要					
運搬容器等の名称	用途	容量	備考		
コンテナ	燃え殻、汚泥及、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん（石綿含有産業廃棄物を含む）、産業廃棄物を処分するために処理したもの	27.6m ³			
フレキシブルコンテナ	燃え殻、汚泥及、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん（石綿含有産業廃棄物を含む）、産業廃棄物を処分するために処理したもの	1m ³			
ドラム缶	燃え殻、汚泥及、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、鋳さい、ばいじん（石綿含有産業廃棄物を含む）、産業廃棄物を処分するために処理したもの	200個			
(3) 積替え又は保管施設の概要					
江別市角山（本社） 床面はコンクリート仕上げとし地下浸透を防止する。 コンクリート擁壁、U型側溝、汚水枡を設置し汚水の流出を防止する。					
赤平市共和町（赤平事業所） 床面はアスファルト舗装とし、地下浸透を防止する。雨水排水施設を經由して最終処分場の調整池に流入し保有水とともに処理する。 コンクリート擁壁、U型側溝、汚水枡を設置し汚水の流出を防止する。 がれき類は安定型品目であるため床面を敷き砂利とする。					

4. 収集運搬業務の具体的な計画

(車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。)

- ・ ダンプ車の用途：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの（石綿含有産業廃棄物を含む）の運搬。
- ・ 塵芥車の用途：主に廃プラスチック類の運搬
- ・ 脱着装置付コンテナ専用車の用途：燃え殻、汚泥及、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの（石綿含有産業廃棄物を含む）の運搬。
- ・ キャブオーバーの用途：汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの（石綿含有産業廃棄物を含む）の運搬。
- ・ バンの用途：汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの（石綿含有産業廃棄物を含む）の運搬。
- ・ 収集運搬業務を行う時間：AM7：00～PM6：00
- ・ 休憩時間
 - AM10：00～AM10：15
 - PM15：00～PM15：15
 - PM12：00～PM 1：00
- ・ 休業日：日曜日、年末年始、お盆、ゴールデンウィーク。

従業員数の内訳

令和6年4月1日現在 (組織図は別紙のとおり)

申請者又は申請者の登記上の役員	令第6条の10に規定する使用人	事務員	運 転 手		作業員	その他	合 計
				うちPCB担当者			
5 人	0 人	16人	10人	0人	44人	3人	78人

5. 環境保全措置の概要

(1) 運搬に際し講ずる具体的な措置

運搬中の事故及び故障を未然に防止するため、始業前点検を実施し、3ヶ月点検及び年次点検も定期的実施する。

運搬については飛散流出を防止するため、産業廃棄物をシート等で覆う。

石綿含有産業廃棄物については破碎を行わず、他の産業廃棄物と混合しない。

(2) 積み替え又は保管施設において講ずる措置

①江別市角山（本社）の積み替え又は保管を行う場合は、中間処理を行わず直接最終処分するものを積み替え及び保管を行い最終処分場に運搬し処分する。

直接コンテナに保管し、廃棄物はフレキシブルコンテナ及びドラム缶入りで、他の廃棄物と混合しないように保管する。

飛散防止として、作業終了後シートで覆う。

石綿含有産業廃棄物は他の廃棄物と混合しないよう保管する。

②赤平市共和町（赤平事業所）の積み替え又は保管を行う場合は、積み替え又は保管を行い再資源化できる廃棄物について中間処理施設へ運搬し、運搬効率及び再資源化率の向上を図る。積み替え又は保管を行う産業廃棄物が他の廃棄物と混合する恐れがある場合はフレキシブルコンテナに入れて保管する。

また、がれき類は所定の場所に保管し他の廃棄物と混合しない。

飛散の恐れがある場合は、散水及びシート等で養生する。

(3) その他

特別管理産業廃棄物収集運搬業事業計画

収集運搬業事業計画

(事業計画の概要を記載した書類)

1. 事業の全体計画 (変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること)

- ・ 当社は産業廃棄物の収集運搬、中間処理及び最終処分を主体に営業しておりますが、取引先の要望により特別管理産業廃棄物の収集運搬を行っております。

当社は平成24年11月、新たな焼却施設を建設し、その稼働に伴い平成25年1月、特別管理産業廃棄物処分業の事業範囲変更許可を取得しました。それに伴い収集運搬業においても取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を見直し、処分業の事業範囲に併せた収集運搬に対応できるよう計画しました。

- ・ 廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類。) : 札幌市近郊のガソリンスタンド、塗装工、事業者などから一斗缶及びペール缶に入った状態で引き取り当社の焼却施設において処理する。
- ・ 廃酸 (pH2.0以下のもの。)、廃アルカリ (pH12.5以上のもの。) : 札幌市内及び江別市近郊の生コン工場からプラスチックドラム、ポリ容器に入った状態で引き取り当社の焼却施設において処理する。
- ・ 廃石綿等 : 札幌市内近郊の解体工事で発生した廃石綿等は、2重の専用ポリ袋に入れフレコン袋に収納して、当社赤平市にある管理型最終処分場で埋立処分する。
- ・ 感染性産業廃棄物 : 感染性産業廃棄物は事前に委託契約を締結した医療機関にバイオハザードマークを表示した専用密閉容器を配布し、医療機関からの排出時は容器を密閉した状態で回収する。収集時冷凍冷蔵箱型車以外の車輛はシートをかけるとともに外気温によってドライアイス等を搭載し温度管理する。収集運搬後は当社焼却施設において速やかに焼却処理する。
- ・ 特定有害産業廃棄物:汚泥、廃油・廃酸・廃アルカリ(以上、4種類は特定有害産業廃棄物(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1-4ジオキサン)を含む)は、密閉された一斗缶及びペール缶、プラスチックドラム、ポリ容器に入った状態で引き取り当社の焼却施設において処理する。

2. 収集運搬する産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物) の種類及び運搬量等

	(特別管理)産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替え又は保管を行う 場合には積替え又は 保管場所の所在地	予定運搬先の名称及び 所在地 (処分場の 名称及び所在地)
1	廃油	30 t / 月	液状	札幌近郊のガソリンスタンド、自動車整備工場等	積替え保管は行わない	角山開発株式会社 江別市角山69番9、10
2	廃酸	18 t / 月	液状	札幌近郊の食品製造業、病院、クリーニング店等	積替え保管は行わない	同上
3	廃アルカリ	18 t / 月	液状	札幌近郊の食品製造業、病院、クリーニング店等	積替え保管は行わない	同上
4	廃石綿等	2 t / 月	固形状 粉状	札幌近郊の解体工事現場等	積替え保管は行わない	角山開発株式会社 赤平市共和町556番9,10,11, 17,18,19,132,184,186,235,2 36,260,261,262、
5	感染性産業廃棄物	122 t / 月	固形状	札幌近郊の病院	積替え保管は行わない	角山開発株式会社 江別市角山69番9、10
6	特定有害産業廃棄物 (汚泥)	0.2 t / 月	泥状	札幌近郊の分析事業所、ガソリンスタンド、工場等	積替え保管は行わない	同上
7	特定有害産業廃棄物 (廃油)	0.2 t / 月	液状	札幌近郊の分析事業所、ガソリンスタンド、工場等	積替え保管は行わない	同上
8	特定有害産業廃棄物 (廃酸)	0.2 t / 月	液状	札幌近郊の食品製造業、病院、クリーニング店等	積替え保管は行わない	同上
9	特定有害産業廃棄物 (廃アルカリ)	0.2 t / 月	液状	札幌近郊の食品製造業、病院、クリーニング店等	積替え保管は行わない	同上

備考 取り扱う (特別管理) 産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

3. 運搬施設の概要

(1) 運搬車両一覧

車両の名称	車両番号	形状	最大積載量 (kg)	備考
別記様式12のとおり				

事務所の所在地 江別市角山69番地4

駐車場の所在地 江別市角山425番地14

(2) その他の運搬施設の概要

運搬容器等の名称	用途	容量	備考
一斗缶・ペール缶 プラスチックドラム	汚泥、廃油	18ℓ・20ℓ 120ℓ・200ℓ	
ポリ容器 プラスチックドラム	廃酸・廃アルカリ	10ℓ・20ℓ 120ℓ・200ℓ	
ポリ袋 (2重) フレコン袋	廃石綿等	厚さ×横×縦 01.5×850×1280 01.5×850×1280 01.5×850×1280 フレコン袋1,000ℓ	寸法 (単位: mm)
密閉式医療廃棄物 専用容器	感染性産業廃棄物	10ℓ、20ℓ、50ℓ、70ℓ	

(3) 積替え又は保管施設の概要

4. 収集運搬業務の具体的な計画

(車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。)

・車両毎の用途

最大積載量が異なるため発生量、収集運搬料金により車輛を選択する。

・収集運搬業務を行う時間

始業前点検 7 : 45 ~ 8 : 00
 収集運搬業務 8 : 00 ~ 17 : 30
 休憩時間 10 : 00 ~ 10 : 15 (15分間)
 12 : 00 ~ 13 : 00 (1時間)
 15 : 00 ~ 15 : 30 (15分間)

・休業日

日曜日、ゴールデンウィーク、お盆、年末年始。

従業員数の内訳

令和6年4月1日現在

申請者又は 申請者の登 記上の役員	令第6条の10 に規定する 使用人	事務員	運 転 手		作業員	その他	合 計
			うちPCB 担当者				
5人	0人	16	10人	0人	44人	3人	78人

5. 環境保全措置の概要

(1) 運搬に際し講ずる具体的な措置

① 廃油

- ・ 専用密閉容器に入れる。
- ・ 車輛に消火器を搭載し火災に備える。
- ・ ロープ等により固定し転倒を防止する。
- ・ 中和剤及び吸着シートを搭載し緊急事態に備える。
- ・ 他の廃棄物と混載しない。

② 廃酸

- ・ 専用密閉容器に入れる。
- ・ ロープ等により固定し転倒を防止する。
- ・ 吸着シートを搭載し緊急事態に備える。
- ・ 他の廃棄物と混載しない。

③ 廃アルカリ

- ・ 専用密閉容器に入れる。
- ・ ロープ等により固定し転倒を防止する。
- ・ 吸着シートを搭載し緊急事態に備える。
- ・ 他の廃棄物と混載しない。

④ 廃石綿等

- ・ 専用ポリ袋を二重にして収納する。
- ・ 冷凍冷蔵箱型車以外の車輛は収集運搬時、厳重にシートをかけ運搬する。
- ・ 他の廃棄物と混載しない。

⑤ 感染性産業廃棄物

- ・ 専用密閉容器に入れる。
- ・ 必要時はロープ等により固定し転倒を防止する。
- ・ 冷凍冷蔵箱型車以外の車輛は、シートをかけ外気温が高いときはドライアイス等により菌が増殖しないよう温度管理する。
- ・ 他の廃棄物と混載しない。

⑥ 特定有害産業廃棄物（汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ）

- ・ 専用密閉容器に入れる。
- ・ ロープ等により固定し転倒を防止する。
- ・ 吸着シートを搭載し緊急事態に備える。
- ・ 他の廃棄物と混載しない。

(2) 積み替え又は保管施設において講ずる措置

積み替え保管は行わない。